

2020年8月6日

各 位



令和2年7月豪雨により被災されたお客様に対する 電気料金等の特別措置について(対象地域の追加)

2020年7月3日以降の大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
株式会社ミツウロコヴェッセルは、この度の大雨により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、被災されたお客様からの申し出に応じて、電気料金等について特別措置を実施しております(7月17日リリース「令和2年7月豪雨により被災されたお客様に対する電気料金等の特別措置について」)。

このたび、災害救助法が適用される地域が追加されましたので、下記のとおり対象地域を追加して特別措置を実施いたします。

記

1. 対象者

当社と電気のご契約をされているお客様

2. 対象地域

災害救助法が適用された市町村およびその隣接市町村

※ 追加された対象市町村名は、別紙を参照ください。※このたび追加された地域のみ掲載

3. 特別措置の内容(7月17日リリースの内容と同一)

- ① 電気料金の支払期日(※1)の延長
2020年6月(支払期日が7月4日以降のものに限る。)、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を1月間延長します。
- ② 不使用月の電気料金の免除
被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。
- ③ 工事費負担金(※2)の免除
2021年1月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。
- ④ 臨時工事費(※3)の免除
2021年1月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。
- ⑤ 基本料金の免除
電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2021年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。
- ⑥ 諸工料(※4)の免除
2021年1月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

(注) ※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2・3・4 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客様へ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客様にご負担いただく費用をいいます。

4. 特別措置の申込み方法

当社までご連絡ください。

お問合せ・お申込み先

株式会社ミツウロコヴェッセル

住所 東京都中央区京橋三丁目 1 番 1 号

電話 0800-300-0326 受付時間 9:00-17:00(土・日・祝日を除く)

ミツウロコでんき受付センター

別紙

※対象地域

＜災害救助法の適用地域＞2020年8月5日現在

*適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されますので、最新情報については「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

[災害救助法の適用状況：防災情報のページ・内閣府](#)

※追加地域

■東北電力送配電(株)サービスエリア内

【山形県】山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町・中山町、西村山郡河北町・西川町・朝日町・大江町・北村山郡大石田町、最上郡最上町・舟形町・大蔵村・戸沢村、東置賜郡高島町・川西町、西置賜郡小国町・白鷹町・飯豊町、東田川郡三川町・庄内町

■中国電力送配電(株)サービスエリア内

【島根県】江津市

■九州電力送配電(株)サービスエリア内

【佐賀県】鹿島市、嬉野市、杵島郡白石町、藤津郡太良町

【長崎県】大村市

【熊本県】玉名市、熊本市、合志市、玉名郡玉東町・長洲町、菊池郡大津町、阿蘇郡産山村

【鹿児島県】いちき串木野市、鹿児島市、姶良市、日置市

＜災害救助法が適用された市町村の隣接市町村＞

■東北電力送配電(株)サービスエリア内

【秋田県】湯沢市、由利本荘市

【宮城県】仙台市、大崎市、刈田郡蔵王町・七ヶ宿町、柴田郡川崎町、加美郡色麻町・加美町

【山形県】最上郡金山町、最上郡真室川町、最上郡鮭川村、飽海郡遊佐町

【福島県】福島市、喜多方市、耶麻郡猪苗代町、耶麻郡北塩原村

【新潟県】新発田市、村上市、胎内市、岩船郡関川村

■中国電力送配電(株)サービスエリア内

【島根県】浜田市、大田市、邑智郡川本町・邑南町

以上